

第1章

都市計画 マスタープランの概要

- 1 都市計画マスタープランの策定趣旨
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 3 都市計画マスタープラン策定の考え方
- 4 都市をとりまく社会経済情勢
- 5 都市計画マスタープランの目標年次
- 6 都市計画マスタープランの構成

第1章 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープランの策定趣旨

本市では、平成11年（1999年）3月に平成31年（2019年）を目標年次とする、都市マスタープランを策定しましたが、市をとりまく情勢の変化を捉え、10年が経過した平成22年（2010年）3月に見直しを行い、これに基づき都市づくりを進めてきました。

人口減少や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題への意識の高まりや地震による防災意識の高まりなど、本市をとりまく社会経済情勢は大きく変化してきました。

このような中で、都市計画区域における都市計画の基本的な方針として千葉県が定める「袖ヶ浦都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が平成28年（2016年）3月に改訂され、市の上位計画となる「袖ヶ浦市総合計画」（以下、「総合計画」という。）が令和2年（2020年）6月に策定されました。

これらの上位計画との整合・調整を図るとともに、社会経済情勢、人口動向、土地利用の現状及び都市施設の整備状況等を考慮し、長期的な視点に立った都市の将来像、土地利用の方針及び都市施設としての道路・公園・下水道等の配置や整備方針等を明らかにするものとして都市計画マスタープランを策定することとしました。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるものです。

長期的な視点から将来都市構造、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を定めており、将来の都市づくりを進めるうえでの指針となるものです。

また、市の総合計画に掲げる市が目指す将来の姿を都市計画の視点から実現するためのものと位置づけられるほか、千葉県が策定する「袖ヶ浦都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して決定されます。

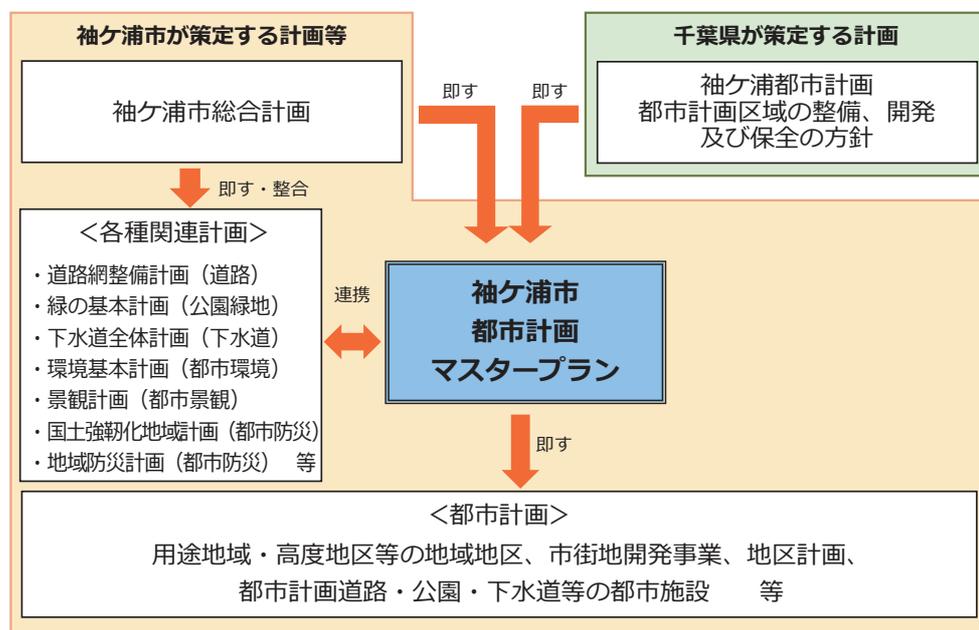


図 袖ヶ浦市都市計画マスタープランの位置づけ

3 都市計画マスタープラン策定の考え方

都市計画マスタープランの策定にあたっては、以下の視点に沿って検討を進めました。

◎将来のまちづくりの方向性を共有できる、わかりやすい計画とする

都市計画マスタープランの策定段階においては、有識者や関連団体からの意見のほか、広く市民からの意見を伺い、市民のまちづくりに対する理解を深め、将来のまちづくりの方向性を共有した、わかりやすい計画とします。

◎全市的な視点で都市づくりを考える

本市の土地利用などは昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡という地域区分の枠組みを超え、連続的な活用がされています。このため、各地域が連携した、全市的な発展を目指した都市づくりを進めます。また、千葉県や東京湾アクアラインで結ばれる対岸地域を含めた広域的な視点からの都市づくりについても考えます。

◎社会の変化に柔軟に対応できるまちづくりを目指す

令和6年度（2024年度）の首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の全面開通や訪日外国人の増加などに伴う成田空港・羽田空港の機能強化など、本市をとりまく交通条件の向上を都市の活力につなげるまちづくりを目指します。また、今後訪れる人口減少や少子高齢化の進行、環境や防災意識の高まりなどの社会状況の変化にも、柔軟に対応できるまちづくりを目指します。

◎前計画の成果と課題を踏まえた計画とする

平成22年（2010年）3月に見直した都市計画マスタープランにおいて位置づけられた主な事業の進捗状況や課題を検証し、その結果を反映させた計画とします。

◎実現性及び実効性の高い計画とする

限られた財源の中で、実現可能な計画とするとともに、適切に進行管理（マネジメントサイクル）を行い、効果的にまちづくりが推進できる計画とします。

4 都市をとりまく社会経済情勢

1 人口減少の進行

少子化の進行により全国の人口は平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国勢調査によると平成27年（2015年）10月現在、約1億2700万人と、平成22年（2010年）と比較し約100万人の減少となっています。

人口の減少は、消費の減退や地域活力の低下を進行させることが懸念され、これらに対応するまちづくりを推進することが求められます。

2 少子高齢社会の進行

団塊の世代の高齢化や若年層の減少を背景として全国の高齢化率は平成27年（2015年）に26.6%に達し、今後も増加する見通しとなっています。

少子高齢化の進行に伴い、経済活動の生産性の低下や地方自治体の財政状況のひっ迫化などを進行させることが懸念され、これらに対応するまちづくりを推進することが求められます。

3 コンパクトな都市づくりの推進

全国的な人口の減少に伴い、将来にわたり質の高い公共サービスを効率的に継続して提供するため、各地域において、利便性が高くまとまりのあるコンパクトな都市づくりと各地域が連携し、地域間を公共交通などでつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を推進することが求められます。

《参考：コラム1（社会状況の変化に対応した都市づくり）（P8）》

4 安全・安心に対するニーズの高まり

東日本大震災やそれに伴う津波のほか、台風や局地的豪雨といった風水害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、防災に対する意識が高まっています。

大規模な自然災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の実現に向けた総合的な防災対策による、災害に強いまちづくりの推進が求められます。

5 環境問題に対する意識の高まり

近年、温室効果ガスの排出による地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しており、省エネルギーや再生可能エネルギーを活用した環境負荷の少ない生活様式への転換が進んでいます。

環境問題への意識の高まりに対応して、人や環境にやさしいまちづくりの推進が求められます。

6 価値観・ライフスタイルの多様化

社会が成熟化するにつれて、心の豊かさ、人とのつながりを重視する傾向が強まる一方で、経済的な豊かさや生活の利便性に対するニーズもあり、豊かさに関する価値観は多様化しています。

価値観が多様化する社会にあっては、地域や都市における利便性の向上だけでなく、自然環境との調和を含めた質的な向上を目指した都市環境を形成するまちづくりが求められます。

7 自治体経営の重要性の高まり

多くの地方自治体は、税収の減少と社会保障費の増加による財政状況のひっ迫化、老朽化が進む公共施設への対応など、様々な課題を抱えており、これらの課題に対し、限られた財源の中で選択と集中を迫られる厳しい環境にあります。

このため、今後の厳しい財政状況を見据えながらも、持続可能な行財政運営により、自立的な自治体経営の推進に取り組んでいくことが必要です。

地方分権により、都市計画に関する権限が地方自治体に委譲され、まちづくりに関して地方自治体が独自性を持って取り組むことが可能となっており、地域の実情に応じた効率的なまちづくりを行うとともに、協働の考えのもと、市民と行政が互いに連携・協力することがこれまで以上に求められます。

8 国際化・高度情報化の進展

近年、交通手段の発展や情報通信技術の進歩を背景に、人・もの・金・情報の移動に要する時間的、距離的な制約が縮減され、社会経済の様々な局面においてボーダレス化が進んでいます。

中でも、スマートフォンの普及、IoT化の進行、AIやビッグデータの利活用など高度情報化の進展は目覚ましく、市民生活や都市活動における重要性はますます高まっています。

国際化と高度情報化の進展によって、ネットワーク型社会の構築が進んでいることから、これらに適応するまちづくりを推進することが求められます。

5 都市計画マスタープランの目標年次

本マスタープランの目標年次は総合計画における基本構想との一体的な運用を図る観点から、基本構想の目標年次である、令和13年（2031年）とします。

なお、社会経済状況の急激な変化があった場合については、適宜見直しを行うものとします。

開始年次	目標年次
令和2年（2020年）	令和13年（2031年）

6 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、本市の現状や都市の主要課題、上位関連計画との整合などを踏まえて、大きく次の4つの方針で構成されます。

1 将来都市像

都市計画マスタープランの骨格となる、将来都市像や将来都市構造などを定めます。

2 全体構想

市全体を対象とし、将来都市像の実現に向けた土地利用、その他の分野別の都市づくりの方針を定めます。

3 地域別構想

地理的・社会的条件などを踏まえながら、市内を6地域に区分し、地域ごとの状況や特性に応じた地域づくりの方針を定めます。

4 計画実現の仕組み

将来都市像を実現するための方策を定めます。

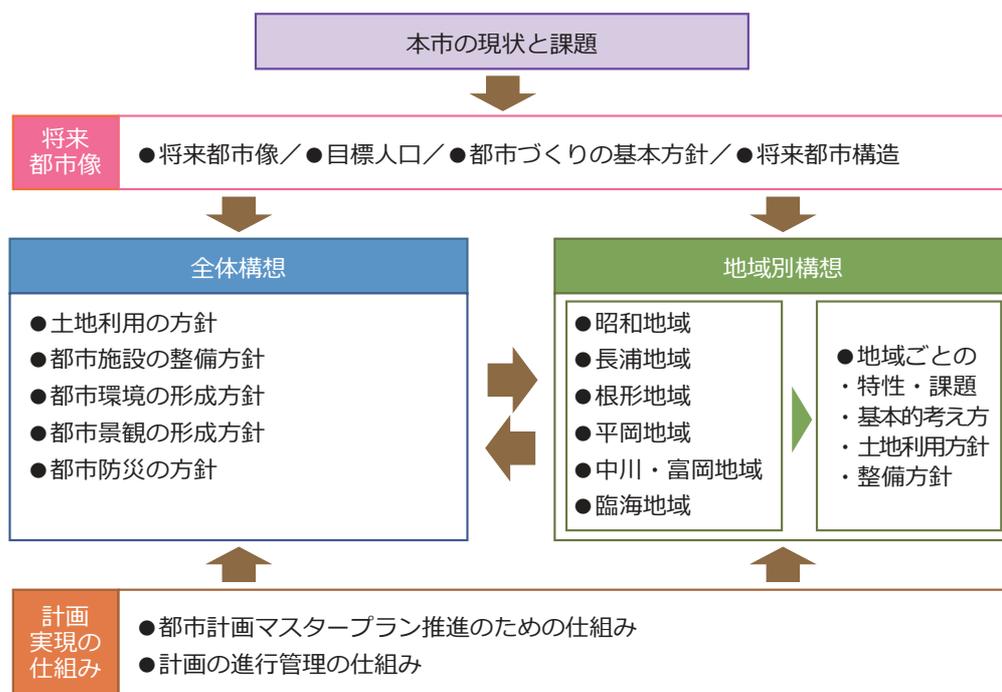


図 都市計画マスタープランの構成

コラム 01

社会状況の変化に対応した都市づくり

市民生活を支える商業や医療などの生活サービス施設が存続するためには、顧客となる一定規模以上の人口が周辺に生活していることが必要になります。

本市でも、高齢化の進行や将来的な人口の減少が見込まれており、持続可能な都市としていくためにも生活サービス施設などの都市機能を維持していくことが重要です。

国では、人口減少社会を見据えて平成 27 年に閣議決定された「国土形成計画」において、「対流促進型国土」の形成を実現するための国土構造・地域構造として「コンパクト+ネットワーク」の形成を示しています。

「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携することによって生じる、地域間での人、もの、金、情報の双方向の動きのことで、この「対流」を生み出すための地域構造が「コンパクト+ネットワーク」となります。

生活に必要な様々なサービスを効率的に提供できるよう、これらの機能を駅周辺部などの人が集まりやすい場所にコンパクトに集約し、住まいとこうした場所を結ぶネットワーク、更に都市間を結ぶネットワークを構築することで、どこに住んでいても移動しやすく、多様な生活サービスを楽しむことができるようにしていくことが、持続可能な地域づくりを進めるうえで必要とされています。

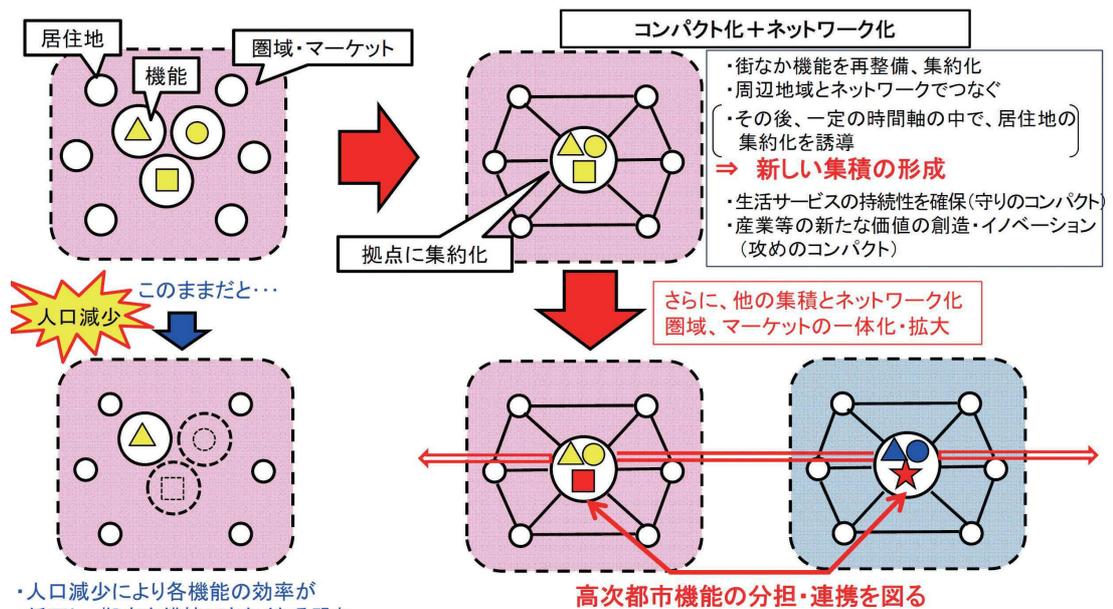


図 コンパクト+ネットワークのイメージ

資料：新たな「国土のグランドデザイン」（骨子） 参考資料（国土交通省）